



新座市では経済的理由により、教育の機会が失われないように、学用品費や学校給食食材費などの一部を支給する就学援助制度があります。

なお、支給には、所得等の審査があります。

### 1 支給の対象となる方

新座市に住民登録があり、公立小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、以下のいずれかに該当する方

➤ **世帯全員の令和6年分(令和6年1月1日~12月31日)の合計所得金額の合計が、新座市教育委員会が定める認定基準金額を下回る方**

未申告等で所得が確認できない16歳以上(令和7年4月1日現在)の世帯員がいる場合には、「否認定」となりますので、ご注意ください。



➤ **児童扶養手当の支給を受けている方**

- 生活保護受給中の方は、医療費及び修学旅行費のみ対象となり申請不要です。
- 上記以外の事由(生活保護の停止又は廃止、市民税の非課税又は減免、国民年金保険料の減免、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予のいずれかの措置を受けている。)での審査を御希望の方は学務課へお問い合わせください。

### 2 認定基準金額の目安(※1)

就学援助制度における所得とは、給与収入の場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載された金額、事業収入の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた金額です。

| 認定基準金額 | 2人世帯  | 3人世帯  | 4人世帯  | 5人世帯  | 6人世帯  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 持家     | 185万円 | 262万円 | 325万円 | 395万円 | 423万円 |
| 借家     | 282万円 | 359万円 | 422万円 | 492万円 | 520万円 |

家族構成例(令和7年4月1日現在)

- 2人世帯: 父40歳 子6歳
- 3人世帯: 母40歳 子12歳 子6歳
- 4人世帯: 父40歳 母40歳 子12歳・6歳
- 5人世帯: 父40歳 母40歳 子14歳・12歳・6歳
- 6人世帯: 父40歳 母40歳 子12歳・6歳 祖父70歳 祖母70歳

※1 あくまで目安です。年齢、家族構成等により、基準額は大きく異なります。

【同一世帯(同一生計)とみなし、審査の対象となる方】

- ・ 住民票上、同じ世帯員の方
- ・ 同じ家に住んでいる方
- ・ 同じ家には住んでいないが、申請者の配偶者(単身赴任等を含む)や生計を同じくする学生の方
- ・ 生活費(公共料金を含む)を同居者間で受け渡しをしている方
- ・ 扶養控除を申告している扶養者又は被扶養者



### 3 支給予定額(年額:令和6年度の小1・中1の例)(※2)

| 費目      | 支給金額(小1) | 支給金額(中1)    | 備考  |
|---------|----------|-------------|---|
| 学用品費等   | 11,630円  | 22,730円     | 月割りにして学期末に支給                              |
| 学校給食食材費 | 実費額      | 実費額         | 給食を実施する月に支給                               |
| 校外活動費   | 上限1,600円 | 上限2,310円    | 実施後、2~3か月後に支給                             |
| 新入生学用品費 | 57,060円  | 63,000円     | 当初(4月)認定のみ対象<br>入学前に支給を受けた方の<br>支給はありません。 |
| 林間学校費   | —        | 補助対象外経費を除く額 | 学校からの請求後、随時                               |

※2 費目は一部です。また他学年の支給額は異なりますので詳細は市ホームページで確認してください。

## 4 スケジュール

| 4月           | 5月   | 6月   | 7月 | 8月～    |
|--------------|------|------|----|--------|
| 当初(4月)認定申請期間 | 審査期間 | 結果通知 |    | 就学援助支給 |

審査結果は6月末に通知します。当初(4月)認定の場合、4月分から遡って対象経費をお支払いします。

## 5 申請方法等

電子申請で受け付けます。24時間申請可能、来庁不要です。申請の際は、市ホームページをよく読み、電子申請サイトから申請してください。(※3)

※3 申請不備等の学務課からの連絡はメールで行います。

「city-niiza-saitama@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるように設定をお願いします。

新座市 就学援助 検索

【当初(4月)認定申請期間】

令和7年3月中旬～4月30日(水)

【電子申請をする環境がない場合】

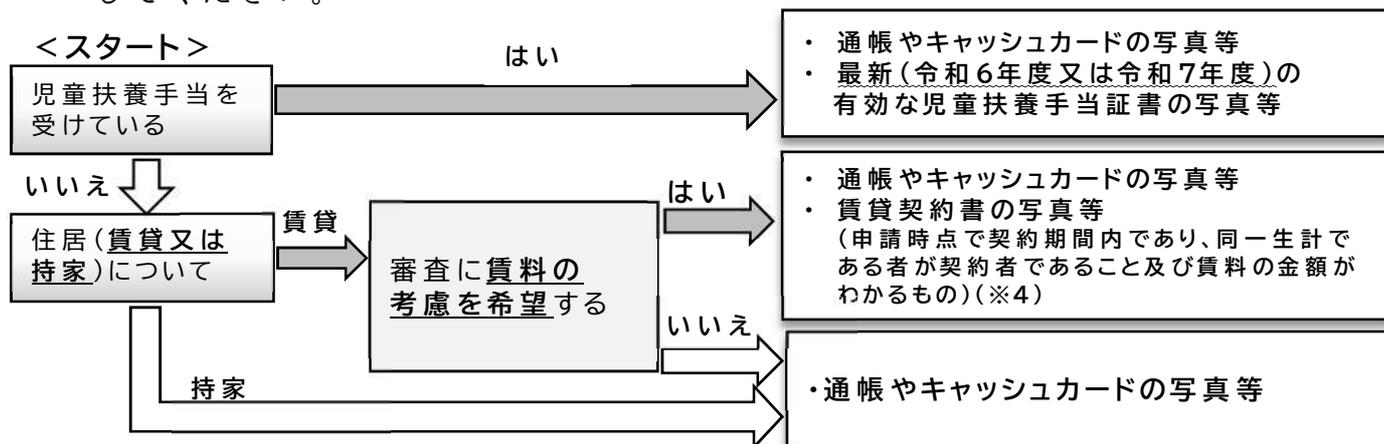
学務課窓口へお問合せください。



【市ホームページ】

【申請時に添付する書類】

フローチャートをご確認いただき、申請時に必要な写真等のデータを添付してください。



※4 提出があった場合に賃料を考慮します。お持ちでない場合は、オーナー、管理会社等に証明書(契約期間、契約者及び賃料がわかるもの)の作成を依頼してください。契約者が勤務先である場合は、申請者又は申請者と同一生計である者が賃料の支払をしていることがわかる書類が別途必要です。県営住宅にお住まいの方は最新の賃料がわかる入居請け書、入居承認書、家賃額証明書等を提出してください。賃料は駐車場代、共益費等を除きます。



<令和7年1月2日以降に新座市に転入した方で、児童扶養手当証書をお持ちでない方>

申請後、令和7年度所得証明書の提出が必要です。学務課から申請に使用したメールアドレスに提出依頼メールを送付しますので、必ずご確認の上、提出してください(提出がない場合は、所得が確認できないことにより否認定となります。)

## 6 注意事項

- 就学援助制度は学校の集金が免除になる制度ではありません。学校の集金には必ず応じるようお願いします。
- 認定になった場合、振込は保護者指定の口座のほか、学校へ直接支払う場合があります。
- 集金(口座引き落とし)の内容については、学校へお問合せください。
- 5月以降も申請は随時受け付けていますが、認定になった場合は認定月からの支給です。

【問合せ】 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号  
新座市教育委員会学務課 就学援助担当 電話 048-477-6869(直通)



©新座市 2010